

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 3 月 20 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 2 号

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公開の実施等)	(公開の実施等)
第 8 条 (略)	第 8 条 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 当該文書等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録（条例第 2 条第 1 項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量 <u>700 メガバイトのもの</u> 又は日本工業規格 X 6235 及び X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量 <u>4.7 ギガバイトのもの</u> に限る。以下同じ。）に複写したもの	(3) 当該文書等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録（条例第 2 条第 1 項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を <u>フロッピーディスク（日本工業規格 X 6223 に適合する幅 90 ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジをいう。以下同じ。）</u> 、 <u>光磁気ディスク（幅 90 ミリメートルの記憶容量 230 メガバイトのものに限る。以下同じ。）</u> 又は光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量 <u>650 メガバイトのもの</u> に限る。以下同じ。）に複写したもの
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)

ア (略)	ア (略)
	<u>イ 当該電磁的記録をフロッピーディスクに複写したもの</u>
	<u>ウ 当該電磁的記録を光磁気ディスクに複写したもの</u>
イ (略)	エ (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
ア (略)	ア (略)
	<u>イ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものを更にフロッピーディスクに複写したもの</u>
	<u>ウ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものを更に光磁気ディスクに複写したもの</u>
イ (略)	エ (略)
6—11 (略)	6—11 (略)
附 則	附 則
1—5 (略)	1—5 (略)
<u>(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u>	
<u>6 平成31年4月1日前に泉南市情報公開条例施行規則(平成12年泉南市規則第5号)、阪南市情報公開条例施行規則(平成12年阪南市規則第21号)、豊能町情報公開条例施行規則(平成16年豊能町規則第11号)、忠岡町情報公開条例施行規則(平成11年忠岡町規則第15号)、田尻町情報公開条例施行規則(平成13年田尻町</u>	

規則第1号)又は岬町情報公開条例施行規則(平成13年岬町規則第4号)(次項において「市町の規則」という。)の様式により提出されている請求書その他の書類のうち、水道事業に係るものは、この規則の様式により提出されたものとみなす。

7 市町の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表 (第14条関係)

項	区分		費用の額
(略)	(略)		(略)
3	(略)		(略)
4	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

備考 (略)

様式第1号(第2条関係) 別紙のとおり
様式第13号(第8条関係) 別紙のとおり
様式第17号(第12条関係) 別紙のとおり

別表 (第14条関係)

項	区分		費用の額
(略)	(略)		(略)
3	(略)		(略)
4	フロッピーディスクへの複写による作成	文書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合 その他の場合	1枚につき20円に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額 1枚につき80円
5	光磁気ディスクへの複写による作成	文書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合 その他の場合	1枚につき140円に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額 1枚につき200円
6	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

備考 (略)

様式第1号(第2条関係) 別紙のとおり
様式第13号(第8条関係) 別紙のとおり
様式第17号(第12条関係) 別紙のとおり

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後にされた大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号。以下「条例」という。）第6条の規定による請求、条例第18条第4項の規定による申出又は条例第27条第1項の規定による請求（以下「公開請求等」という。）について適用し、同日前にされた公開請求等については、なお従前の例による。

3 改正前の大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。